

西大路通の違法放置物件について、道路法44条の2第1項の規定に基づき除去し、同条第2項の規定に基づき保管していますので、同条第3項の規定に基づき公告します。

令和2年7月1日

京都市長 門川 大作

1 除去した違法放置物件

名称又は種類	形状（単位：mm）	数量
ラック	150×160×310 白色	1個

2 除去した違法放置物件の放置されていた場所

南区唐橋西平垣町17番地先

3 違法放置物件を除去した日

令和2年6月22日

4 違法放置物件の保管を開始した日

令和2年6月22日

5 違法放置物件の保管場所

南部土木事務所（南区東九条下殿田町70番2）

6 連絡先

建設局土木管理部南部土木事務所 TEL（075）691-3158

（南部土木事務所）